

中南信用金庫

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日
2. 目 標
 - (1) 女性職員の育児休業取得率80%以上を維持する
対策 説明会、発信文書等により制度の周知を図る
 - (2) 子どもが生まれる際の父親の配偶者分娩休暇（慶弔休暇）取得率を80%以上にする
対策 会議や発信文書等により制度の周知を図る
 - (3) 所定外労働削減に向けた措置を継続実施する
対策 ・ノー残業デーを継続実施する
・管理職を対象とした会議や発信文書等により時間管理の徹底を図る
 - (4) 子どもが保護者である職員とともに職場を見学する「子ども職場見学会」を実施する
対策 「子ども職場見学会」を上記計画期間内に実施する
 - (5) 地域の中学校・高校等の学生を対象にした「インターンシップ」を実施する
対策 「インターンシップ」を上記計画期間内に実施する

女性の活躍に関する情報

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
①採用した労働者に占める女性労働者の割合	45.0%	45.4%	66.6%
②労働者に占める女性労働者の割合	41.3%	42.3%	44.0%
③係長級にある者に占める女性労働者の割合	31.42%	38.7%	41.9%
④男女の平均継続勤務年数の差異	3.8年	2.7年	3.9年
⑤労働者の一月あたりごと平均残業時間数	3.2時間	3.4時間	2.7時間

※各年度末時点